

改正

平成27年9月24日訓令第101号
平成29年5月16日訓令第80号
平成29年12月14日訓令第113号
平成30年8月31日訓令第89号
平成30年11月21日訓令第105号

鹿角市予定価格の事後公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿角市が入札に付する建設工事及び建設コンサルタント業務（土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、建築関係コンサルタント、補償コンサルタントの5業務。以下「建設コンサルタント5業務」という。）について、予定価格の事後公表を実施することに関し、必要な事項を定めるものである。

(対象工事等)

第2条 事後公表の対象は、設計金額が130万円以上の建設工事及び建設コンサルタント5業務とする。

(入札参加者への周知)

第3条 契約権者は、事後公表の対象工事及び建設コンサルタント5業務を発注する場合、あらかじめ、この要綱に基づく事後公表を行うことを入札公告又は指名通知において明らかにしなければならない。

(事後公表の方法)

第4条 予定価格の公表は、対象工事及び建設コンサルタント5業務の契約締結後、鹿角市建設工事入札結果等公表要綱（平成13年鹿角市訓令第13号）の規定に基づく入札結果等の公表をもって行う。

(入札金額見積内訳書の添付)

第5条 入札参加者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定に基づき、入札金額見積内訳書を入札書に添付して提出するものとする。ただし、建設コンサルタント5業務は除く。

2 入札金額見積内訳書の取扱いについては、鹿角市発注の工事に係る入札予定価格の事前公表に関する要領（平成17年鹿角市訓令第44号）第5条から第8条の規定を準用する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事後公表に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

3 当面の間、第2条中「設計金額130万円以上」とあるものは、「一般土木工事は設計金額1,500万円以上、建築一式工事は設計金額2,000万円以上、その他工事は設計金額1,000万円以上」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則（平成27年9月24日訓令第101号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年5月16日訓令第80号）

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

附 則（平成29年12月14日訓令第113号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

(鹿角市低入札価格調査制度実施要綱の一部改正)

2 鹿角市低入札価格調査制度実施要綱（平成13年鹿角市訓令第31号）の一部を次のように改

正する。

第2条第2項中「鹿角市予定価格の事後公表の試行に関する要綱（平成24年鹿角市訓令第96号）」を「鹿角市予定価格の事後公表に関する要綱（平成24年鹿角市訓令第96号）」に改める。

附 則（平成30年8月31日訓令第89号）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成30年11月21日訓令第105号）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。